

千葉市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金についてのご案内

補助の要件等を抜粋しておりますので、千葉市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金交付要綱、Q&A と併せてお読みくださいますようお願いいたします。

1 補助制度について

	補助要件等												
(1) 補助制度の趣旨等	- 本市内に所在する園の設置者が、保育士等が入居するための宿舍（賃貸物件）を借り上げた場合に、その経費の一部を補助し、保育士確保を目指します。 - 国の補助金を活用している補助制度であるため、<u>国補助が廃止・縮小された場合は、本市の補助制度も廃止・縮小することがあります。</u>国補助が存続する限りは、予算要望をしていく方針です。												
(2) 対象園の種類	千葉市内に所在する保育園、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、千葉市保育ルーム、企業主導型保育事業												
(3) 補助対象の保育士等	<u>以下①～④の要件を全て満たし、所長（管理者）設置加算の対象となる施設長・園長を除く方</u> ①職種：千葉市内の園に勤務する保育士 看護師 准看護師 保健師  上記いずれかの資格もしくは免許を保有する方に限ります。 ②雇用年数 雇用を開始した年度から起算して5年目までの者 ただし、<u>前年度以前から継続して補助対象者である場合は以下の経過措置を適用</u> <table border="1" style="margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th>補助開始年度</th><th>雇用年数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度以前の者</td><td>10年目まで</td></tr> <tr> <td>令和3年度の者</td><td>9年目まで</td></tr> <tr> <td>令和4年度の者</td><td>8年目まで</td></tr> <tr> <td>令和5年度の者</td><td>7年目まで</td></tr> <tr> <td>令和6年度の者</td><td>6年目まで</td></tr> </tbody> </table>  一度申請すれば向こう5年間補助対象となるということではありません。その年度において補助要件に該当するか確認しております。 ③常勤であること。（1日6時間以上、月20日以上勤務。正規職員でなくても可。）  雇用契約における所定労働時間が上記の条件以上である必要があります。 【令和7年度新設要件】 <u>④過去に宿舍借り上げ支援事業の補助対象者であったことがない者</u> ただし、前年度から継続して同一法人で補助対象者となっている者については、本要件は適用されない見込みです。  本要件は令和7年度に新設される要件となります。 退職後に別の園に再就職し、改めて補助を受けることを不可とするものとなります。（雇用期間をリセットして補助を受け続けることが不公平となるため）現時点で国から詳細な判断基準が示されていないため、情報が入り次第、改めて周知いたします。	補助開始年度	雇用年数	令和2年度以前の者	10年目まで	令和3年度の者	9年目まで	令和4年度の者	8年目まで	令和5年度の者	7年目まで	令和6年度の者	6年目まで
補助開始年度	雇用年数												
令和2年度以前の者	10年目まで												
令和3年度の者	9年目まで												
令和4年度の者	8年目まで												
令和5年度の者	7年目まで												
令和6年度の者	6年目まで												

(4) 補助対象の 宿舎	以下①～③の要件を全て満たし、<u>対象園の設置者の関係者（役員やその家族等）が所有する物件を除く宿舎</u> ①対象園の<u>設置者が借り上げる（借主となっている）宿舎</u> ②原則として<u>千葉市内の宿舎</u>（市外宿舎が必要な特別な理由がある場合は市外宿舎でも可） ③補助対象の<u>保育士等が現に居住している宿舎</u>  居住しているか否かは住民票で確認いたしますので、賃貸借契約開始日より後に住民票を異動した場合は、住民票異動後から補助対象となります。								
(5) 補助対象経費	賃借料 共益費（管理費） 礼金又は更新料 ※礼金及び更新料は契約期間の月数で分割した額を用います。								
(6) 補助額	補助対象経費（1人あたり下記に掲げる額を上限とする）の4分の3の額 残りの4分の1の額は事業者負担となります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">対象者の補助開始年度</th><th style="background-color: #cccccc;">補助単価（※1）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度以前から継続して同一宿舎かつ同一法人で令和7年度も補助を受けようとする者</td><td>82,000 円／月・人</td></tr> <tr> <td>令和6年度以前から継続して同一法人で令和7年度も補助を受けようとする者（上記対象者を除く）</td><td>63,000 円／月・人</td></tr> <tr> <td>令和7年度から新たに補助を受けようとする者</td><td>未定（63,000 円／月・人より減額となる見込）</td></tr> </tbody> </table>  令和7年2月末時点で国から具体的な金額の情報提供がないため、提示がありましたら改めてお知らせいたします。 ※月の途中から補助を開始・終了する場合は、日割りでの補助となります。 （例）家賃 50,000 円、共益費 1,000 円、礼金 50,000 円、2 年契約の場合 補助額（月額）＝〔家賃 50,000 円＋共益費 1,000 円＋（礼金 50,000 円÷24 か月）〕×3／4 ＝（50,000 円＋1,000 円＋2,083 円）×3／4 ＝39,812 円  補助対象保育士の雇用年数、補助開始年度別の補助額等について、別表「令和7年度の補助対象者及び補助基準額等早見表」にまとめていますので、ご参考ください。	対象者の補助開始年度	補助単価（※1）	令和元年度以前から継続して同一宿舎かつ同一法人で令和7年度も補助を受けようとする者	82,000 円／月・人	令和6年度以前から継続して同一法人で令和7年度も補助を受けようとする者（上記対象者を除く）	63,000 円／月・人	令和7年度から新たに補助を受けようとする者	未定（63,000 円／月・人より減額となる見込）
対象者の補助開始年度	補助単価（※1）								
令和元年度以前から継続して同一宿舎かつ同一法人で令和7年度も補助を受けようとする者	82,000 円／月・人								
令和6年度以前から継続して同一法人で令和7年度も補助を受けようとする者（上記対象者を除く）	63,000 円／月・人								
令和7年度から新たに補助を受けようとする者	未定（63,000 円／月・人より減額となる見込）								
(7) 補助金の 交付時期	年度終了後の確定払い（当該年度の翌4月～5月中旬） または各四半期終了後の概算払い ※借り上げ開始前に事前交付することはできませんのでご了承ください。								

2 交付申請時必要書類

	申請書の種類	添付書類（共通）
該当年度 1 回目の申請の場合	・ 交付申請書（様式第 1 号） ・ 事業計画書（様式第 2 号） ・ 収支予算書（様式第 3 号）	・ 不動産賃貸借契約書の写し ・ 雇用証明書 ・ 保育士証等の写し（※）
該当年度において、補助対象者の追加・減少等、補助額が変動する場合	・ 変更交付申請書（様式第 7 号） ・ 事業計画書（様式第 2 号） ・ 収支予算書（様式第 3 号）	・ 誓約書（様式第 4 号） ・ 補助対象保育士等の住民票の写し ・ 市外理由書（宿舍が市外の場合のみ）

※新卒で未達の場合は、「登録済通知書」の写しでも可。

※交付申請書等、千葉市で定めている様式は、年度当初に全園にメールで送付いたします。

3 申請書類提出期日

- ・ 年度当初から補助を受けたい場合⇒該当年度の 5 月末日まで
- ・ 年度の途中から補助を受けたい場合⇒借り上げを開始した日が属する月の翌末日まで
- ・ 上記で申請した補助対象者に変更（転居・退職・金額変更等）がある場合⇒変更があった日が属する月の翌月末まで

※いずれも提出期日が年度末以降となる場合（3 月に異動があった場合）は、翌 4 月第 1 週までが提出期限となりますので、ご注意ください。

※ご連絡なくご提出が遅れた場合、予算管理の都合上、さかのぼって補助適用することはできませんので、予めご了承ください。

4 年度中の補助金手続き・支払いのスケジュール

■年度により変動する可能性があります。

5 月中旬まで	幼保運営課より、当該年度の補助申請のご案内を送付
5 月末日	当該年度の補助申請締め切り（年度当初から補助を受ける場合）
7 月第 1 週頃	概算払いを希望した場合：概算払い請求書 提出締め切り
7 月末日	第 1 四半期（4～6 月）分お振込み（※）
9 月第 1 週頃	幼保運営課より、当該年度の第 1 回変更申請のご案内を送付
10 月初旬	当該年度の第 1 回変更申請 提出締め切り
10 月第 1 週頃	概算払いを希望した場合：概算払い請求書 提出締め切り
10 月末日	第 2 四半期（7～9 月）分お振込み（※）
10 月中旬	幼保運営課より、実績（4～9 月分）に係る領収書等ご提出依頼を送付
11 月中旬	実績（4～9 月分）に係る領収書等 提出締め切り
1 月第 2 週頃	概算払いを希望した場合：概算払い請求書 提出締め切り
1 月末日	第 3 四半期（10～12 月）分お振込み（※）
1 月下旬	幼保運営課より、当該年度の第 2 回変更申請および実績報告書ご提出依頼を送付
2 月中旬	当該年度の第 2 回変更申請および実績報告書 提出締め切り
4 月～5 月中旬	補助金 お振込み ※概算払いを希望した場合は、第 4 四半期（1～3 月）分をお振込み

※概算払い請求書のご提出が遅れた場合、お振込み日は後倒しになります。

5 宿舍借り上げ事業実施における注意事項

- (1) 補助金の交付が決定した園におかれましては、当該事業にかかる実績報告書（申請どおりに補助事業が執行されているかの確認）のご提出が必要となります。以下の添付書類が必要になりますので、予め必ず保管をお願いします。

□補助開始以降の賃借料、共益費（管理費）等、礼金、更新料の領収書の写し

初期費用以外は、賃料引き落とし口座の通帳、料金振込時の控え等、支払いの事実がわかる書類でかまいません。

□補助対象期間中の補助対象者の給与明細又は賃金台帳の写し

□補助開始後に、賃貸借契約を更新している場合は、更新後の賃貸借契約書の写し

□年度末における住民票の写し（市外に居住する補助対象者の分のみ）

- (2) 今後の国補助制度の動向や千葉市の待機児童・財政状況等の事情により、千葉市で宿舍借り上げ支援事業補助金の実施を廃止する決定をした場合は、補助対象となる年次の者であっても、補助終了年度をもって補助金のお支払いは終了となります。

1 (3) ②の雇用年数要件に示す雇用年数の期間中、必ず補助を受け続けられるわけではありませんので、ご注意ください。

制度存続の確定時期は例年前年度末（3月中）となります。（次年度予算の議決により確定）

（3）令和7年度に新設される要件「過去に宿舍借り上げ支援事業の補助対象者であったことがない者」について

本要件の詳細な基準等については、令和7年2月末時点で国から情報提供がありませんが、少なくとも、以前に別の法人で雇用され、本制度の補助対象となっていた者が退職したのち、再就職により改めて補助を利用することはできなくなります。

したがって、新規雇用の際に、過去に本補助制度の補助対象者であったことがあるかどうかを確認しておくことを強く推奨いたします。そのうえで、上記に当てはまる場合は、補助対象とならないことを前提に採用を進めていただきますようお願いいたします。

- (4) 補助対象経費は、賃借料、共益費（管理費）、礼金、更新料のみです。

※賃借料・共益費（管理費）、礼金、更新料以外の名目の費用はすべて補助対象外です。

（例：更新手数料、名義変更手数料、仲介手数料、敷金、駐車場使用料、自治会費、火災保険料など）

- (5) 補助対象保育士等が、退職、同一法人内での勤務園の異動、転居などにより借り上げた宿舍を退去する可能性が生じた場合は、可能な限り速やかにお申し出くださいますようお願いいたします。補助金の決定は、園ごとに事務処理を行うため、勤務園の異動については、転居を伴わない場合でもご連絡をお願いいたします。

※特に、千葉市外の園に異動する場合は、補助対象外となりますので必ずお申し出ください。

- (6) 1 (4) ③でふれているとおり、対象保育士等の住民票が借り上げ宿舎の住所になっていることが補助要件のひとつです。宿舎を借り上げ居住実態があっても、対象保育士等が特段の理由なく住民票を移さない、または転居・退職を見越して先に住民票だけ移してしまった、というような場合、住民票をおいていない期間は補助対象外となります。(月の途中の異動であれば、借り上げ経費を日割り計算で減額し、補助額を算定します。)

法人が宿舎を借り上げた後はすみやかに住民票を移すこと、また、宿舎に居住しているうちは住民票を異動しないことを、前もって周知していただくことをお勧めします。

【住民票異動日に合わせて補助対象経費が減額となる主な例】

4月1日から宿舎の契約開始、入居。住民票の手続きのため4月5日に役所へ行き、転入届の異動日(引っ越した日)を4月5日として届け出てしまった。

⇒住民票上は4月5日から居住し始めたことになってしまいます。実際は4月1日から宿舎の賃借料が発生していても、補助金の算定では4月5日以降の日割りの経費を補助対象とすることになります。

- (7) 補助対象経費のうち4分の1の額は法人負担としている点につき、4分の1の部分を入居する保育士等に負担させて法人負担を無くすことはできるか、というお問い合わせがありますが、法人負担をゼロにすることはできません。(補助対象経費の一部を保育士等に負担させる場合は、保育士等の負担額を除いた金額に補助率4分の3をかけて補助額を算出するため。)

補助額の計算方法については6ページ目に5パターンの図説を示しておりますので、ご参照ください。

【お問い合わせ先】

千葉市役所こども未来局幼児教育・保育部

幼保運営課 助成第1班

TEL 043-245-5729/FAX 043-245-5894

メール unei-josei@city.chiba.lg.jp

補助額の計算方法のパターンについて(月額63,000円上限で図説)

◆下図の「賃借料等」とは、家賃、共益費(または管理費)、礼金又は更新料の月額を合計した金額をさします。礼金又は更新料は、物件の賃貸借契約期間の月数で分割して計上してください。

◆入居者負担額の有無、金額は任意としますが、労使で合意の上で決定してください。

	0円	補助対象経費 (賃借料)	補助対象経費 上限63,000円
パターン① 基本的な計算		賃借料等の4分の3 補助金として園設置法人へお支払い(上限47,250円/月)	賃借料等の4分の1 園設置法人のご負担
パターン② 賃借料等は63,000円以内 かつ 入居者負担額あり		補助対象経費 (賃借料) 賃借料等から入居者負担額を差し引いた額の4分の3 補助金として園設置法人へお支払い(上限47,250円/月)	賃借料等から入居者負担額を差し引いた額の4分の1 園設置法人のご負担 入居者負担額
パターン③ 賃借料等が63,000円以上		補助対象経費 (賃借料等) 賃借料等 上限額63,000円の4分の3 補助金として園設置法人へお支払い(47,250円/月)	賃借料等の上限額63,000円の4分の1 園設置法人のご負担 63,000円を超える部分は法人又は入居者のご負担
パターン④ 賃借料等が63,000円を超過 かつ 入居者負担額を63,000円の超過額より多く設定した場合		補助対象経費 (賃借料) 賃借料等から入居者負担額を差し引いた額の4分の3 補助金として園設置法人へお支払い(上限47,250円/月)	賃借料等から入居者負担額を差し引いた額の4分の1 園設置法人のご負担 入居者負担額
パターン⑤ 賃借料等が63,000円を超過 かつ 入居者負担額を63,000円の超過額より少なく設定した場合		補助対象経費 (賃借料) 賃借料等 上限額63,000円の4分の3 補助金として園設置法人へお支払い(47,250円/月)	賃借料等の上限額63,000円の4分の1 + 63,000円を超える部分 園設置法人のご負担 入居者負担

千葉市保育士等宿舍借り上げ支援事業補助金
【必ず確認!!】令和7年度の補助対象者及び補助基準額等早見表

■補助対象が否かについては、申請用エクセルファイルで自動判定できません。必ず本早見表で対象者であるかをご確認ください。
■「横軸：雇用開始年度」と「縦軸：補助開始年度」の交差する部分で補助の可否と補助基準額、補助終了年度をご確認ください。
■誤って対象外の者を申請したことにより生じた職員の方とのトラブルについては、市は関与致しかねますので、補助対象が否かは以下の表を慎重にご確認いただき、疑義が
ありましたら当該年度までご連絡ください。
■本表の「補助終了見込年度」は実際に当該年度まで補助を受けられることを保証するものではありませんので、事前に職員の方に周知いただき、また、令和7年度も補助対象となります。
(補助制度が単年度であるため、次年度以降、同様制度が継続されるかは国の方針によります。)

例1) 令和4年度雇用開始の方で、令和5年度も補助を受けようとする場合
⇒ 横軸「R4年度」縦軸「R5年度」の交差する部分が「63,000円」なので、令和7年度も補助対象となり、補助基準額は月額63,000円となる。
例2) 平成30年度雇用開始の方で、令和5年度から継続して令和7年度も補助を受けようとする場合
⇒ 横軸「H30年度」縦軸「R5年度」の交差する部分が「対象外」なので、令和7年度は補助対象外となる。
例3) 平成30年度雇用開始の方で、令和元年度から継続して令和7年度も補助を受けようとする場合かつ、令和元年度以降継続して同じ宿舎に入居している場合
⇒ 横軸「H30年度」縦軸「R元年度」の交差する部分が「82,000円」なので、令和7年度も補助対象となり、補助基準額は82,000円となる。

【ヨコ軸】雇用開始年度												
	H28年度 2016年度 (10年目)	H29年度 2017年度 (9年目)	H30年度 2018年度 (8年目)	R元年度 2019年度 (7年目)	R2年度 2020年度 (6年目)	R3年度 2021年度 (5年目)	R4年度 2022年度 (4年目)	R5年度 2023年度 (3年目)	R6年度 2024年度 (2年目)	R7年度 2025年度 (1年目)		
R元 (2019) 年度 以前 (雇用開始から10年 目まで)	82,000円	82,000円	82,000円	82,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円		
	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	R10							
	R7	R8	R9	R10								
R2 (2020) 年度 (雇用開始から10年 目まで)	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	R11						
	R7	R8	R9	R10								
R3 (2021) 年度 (雇用開始から9年 目まで)	対象外	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	R11						
		R7	R8	R9	R10							
R4 (2022) 年度 (雇用開始から8年 目まで)	対象外	対象外	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円		
			R7	R8	R9	R10	R11					
R5 (2023) 年度 (雇用開始から7年 目まで)	対象外	対象外	対象外	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円		
				R7	R8	R9	R10	R11				
R6 (2024) 年度 (雇用開始から6年 目まで)	対象外	対象外	対象外	対象外	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円		
					R7	R8	R9	R10	R11			
R7 (2025) 年度 (雇用開始から5年 目まで)	対象外	対象外	対象外	対象外	対象外	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円		
						63,000円	63,000円	63,000円	63,000円	63,000円		
							</					

※「雇用開始年度」は、園を運営する法人に最初に雇用された年度となります。現在の勤務先の園に勤務し始めた年度ではありませんので、異動等で勤務先の園が変わった場合も雇用開始年度は変わりません。
※「補助開始年度」は、雇用されている法人で継続して借り上げ宿舎を利用(間を空けず宿舎を変更した場合も継続とみなします。)し補助を受けている場合の、最初に補助を受け始めた年度になります。
※「補助基準額」を上限に、補助対象経費の3/4を市が、1/4を法人が負担します。市の負担分は法人からの申請に基づき、補助金として交付します。

